

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	後期高齢者医療に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

後期高齢者医療事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者の情報保護管理体制を確認し、併せて個人情報保護について契約にも含めることで万全を期している

## 評価実施機関名

奈良県奈良市長

## 公表日

令和3年3月31日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の内容	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)及び奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づく以下の事務で、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、個人番号を用いる。</p> <p>①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報、生活保護受給情報、障がい認定情報を入手し、奈良県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、広域連合から被保険者情報を入手する。</p> <p>②保険料賦課及び一部負担割合判定に必要な所得及び課税情報を入手し、広域連合に提供する。</p> <p>③保険料の特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。</p> <p>④賦課情報を管理し、保険料の徴収期割を決定する。</p> <p>⑤保険料の期割情報、収納情報及び滞納情報を管理し、広域連合に提供する。</p> <p>⑥給付関係、一部負担金の減免、保険料の減免や徴収猶予の申請書類を受付し広域連合へ送付する。</p> <p>⑦被保険者証等の交付、保険料の決定通知書及び納入通知書の作成と送付、督促状等の送付をする。</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上30万人未満 ]      1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満  3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	後期高齢者医療システム
②システムの機能	<p>【資格業務】</p> <p>①65歳以上の住民及び同一世帯員の住民基本台帳情報を入手し、広域連合に提供する機能</p> <p>②住民登録外(以下「住登外」という。)の被保険者の住民基本台帳情報を管理し広域連合に提供する機能</p> <p>③広域連合から提供された被保険者情報を管理する機能</p> <p>【賦課関連業務】</p> <p>①被保険者及び同一世帯員の所得及び課税情報を入手し、広域連合に提供する機能</p> <p>②広域連合から提供された賦課情報を管理する機能</p> <p>【徴収関連業務】</p> <p>①納入通知書、督促状等を作成する機能</p> <p>②収納情報、滞納情報を管理し、広域連合に提供する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等      [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム2	
①システムの名称	奈良県後期高齢者医療広域連合電算処理システム
②システムの機能	<p>広域連合に設置されるシステムサーバ群と、市に設置されている窓口端末で構成されている。窓口端末は、Webブラウザを用いて各種情報を広域連合に送信し、かつ送信情報を基に広域連合が、審査・決定し、配信する情報を管理する。</p> <p>【資格管理業務】</p> <p>①被保険者証等の即時交付機能</p> <p>②住民基本台帳情報(含住登外)等管理機能</p> <p>③被保険者資格管理機能</p> <p>【賦課関連業務】</p> <p>①被保険者及び同一世帯員の所得・課税情報を管理する機能</p> <p>②保険料賦課情報を管理する機能</p> <p>【給付業務】</p> <p>①被保険者の給付情報を管理する機能</p> <p>【徴収関連業務】</p> <p>①収納情報、滞納情報を検索する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等      [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	1 各業務システムからのデータ連携機能(DV情報等) 2 住民票情報の照会 3 所得、課税情報の照会
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [○] 税務システム [ ] その他 ( )
3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項 別表第一59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉医療課
②所属長の役職名	福祉医療課長
7. 他の評価実施機関	
—	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	被保険者及び同一世帯員並びに被保険者及び同一世帯員であった者
その必要性	被保険者の資格管理、一部負担割合の判定、給付及び保険料賦課のための所得・課税情報の提供、保険料の徴収のため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報、連絡先等情報、障害者福祉関係情報、生活保護情報は、被保険者の資格管理に必要な</li> <li>・地方税関係情報は、一部負担割合の判定、保険料賦課のため、広域連合に提供が必要</li> <li>・年金関係情報は、特別徴収の決定に必要な</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	福祉医療課・西部・北部・東部出張所、月ヶ瀬・都祁行政センター
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 市民税課 保護第一課 保護第二課 介護福祉課 障がい福祉課 )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 年金保険者 )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 奈良県後期高齢者医療広域連合 )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
②入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
③使用目的 ※	被保険者の資格管理、一部負担割合の判定、給付及び保険料賦課のための所得及び課税情報の提供並びに保険料の徴収のため

④使用の主体	使用部署	福祉医療課、西部・北部・東部出張所、月ヶ瀬・都祁行政センター	
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満                      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上
⑤使用方法	①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報、障がい認定情報、生活保護受給情報を入手し、広域連合に提供し、広域連合から被保険者情報の提供を受ける。提供を受けた被保険者情報を管理する。 ②保険料賦課及び一部負担割合判定に必要な所得、課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ③保険料の特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ④広域連合から提供される賦課情報を管理する。 ⑤保険料の期割、収納、滞納情報を管理し、広域連合に提供する。 ⑥給付関係、一部負担金の減免、保険料の減免や徴収猶予の申請書類を受付し広域連合へ送付する。 ⑦被保険者証等の交付、保険料の決定通知書及び納入通知書の作成と送付、督促状等の送付をする。		
	情報の突合	各種情報は、宛名番号により突合する。	
⑥使用開始日	平成27年10月5日		
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>			
委託の有無 ※	[ 委託する ]	<選択肢> 1) 委託する    2) 委託しない	( 1 ) 件
委託事項1	システムの運用保守		
①委託内容	後期高齢者医療システムの運用保守		
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満                      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社 奈良支店		
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託の理由、内容、再委託先、再委託先が取り扱う情報、再委託先に対する監督の方法について書面で提出を求める。	
	⑥再委託事項	システムの維持管理、他システムとのデータ連携支援、トラブル対応、年次処理支援	
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>			
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (                      ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (                      8 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない		
移転先1	奈良県後期高齢者医療広域連合 (市区町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番27号、総行住第14号、総税市第12号)により、当市から広域連合への情報の送付は、同一部署内での内部利用であるが、便宜上「移転」の欄に記載。)		
①法令上の根拠	高確法 第48条、第54条第1項・第10項、第138条		
②移転先における用途	被保険者の資格管理、一部負担割合の判定、保険料賦課、給付費の支給		
③移転する情報	住民基本台帳情報、所得・課税情報、保険料期割情報、収納情報、滞納情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び同一世帯員並びに被保険者及び同一世帯員であった者		
⑥移転方法	[    ] 庁内連携システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線	
	[    ] 電子メール	[    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[    ] フラッシュメモリ	[    ] 紙	
	[    ] その他 (                      )		
⑦時期・頻度	随時・日次・月次・年次		

<b>移転先2</b>	介護福祉課
①法令上の根拠	番号利用法 第9条第2項 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号利用条例」という。) 第4条第3項
②移転先における用途	高確法第110条において準用する介護保険法第136条第1項、138条第1項、第141条第1項 番号法 第9条第1項 別表第一 68に定める事務 介護保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	保険料の特別徴収の開始、中止に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <div style="text-align: right;">       &lt;選択肢&gt;        1) 1万人未満        2) 1万人以上10万人未満        3) 10万人以上100万人未満        4) 100万人以上1,000万人未満        5) 1,000万人以上     </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次、年次
<b>移転先3</b>	福祉医療課
①法令上の根拠	番号利用法 第9条第2項 番号利用条例 第4条第1項 別表第2(8の項)、第4条2項
②移転先における用途	重度心身障害者老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	被保険者資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <div style="text-align: right;">       &lt;選択肢&gt;        1) 1万人未満        2) 1万人以上10万人未満        3) 10万人以上100万人未満        4) 100万人以上1,000万人未満        5) 1,000万人以上     </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	助成対象者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先4</b>	こども育成課
①法令上の根拠	番号利用法 第9条第2項 番号利用条例 第4条第1項 別表第2(6の項)、第4条2項
②移転先における用途	奈良市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭等の配偶者の無い者及び児童に対する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	被保険者資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <div style="text-align: right;">       &lt;選択肢&gt;        1) 1万人未満        2) 1万人以上10万人未満        3) 10万人以上100万人未満        4) 100万人以上1,000万人未満        5) 1,000万人以上     </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請及び届出に係る対象者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時

<b>移転先5</b>	障がい福祉課
①法令上の根拠	番号利用法 第9条第2項 番号利用条例 第4条第1項 別表第2(9の項)、第4条2項
②移転先における用途	精神障害者に対する医療の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	被保険者資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請に係る対象者及び助成金を交付される者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先6</b>	国保年金課
①法令上の根拠	番号利用法 第9条第2項 番号利用条例 第4条第3項
②移転先における用途	番号利用法 第9条第1項 別表第一30の項に定める事務 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務
③移転する情報	被保険者資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び被保険者であった者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>移転先7</b>	市民課
①法令上の根拠	番号利用法 第9条第2項 番号利用条例 第4条第3項
②移転先における用途	住民基本台帳法 第7条第10号の2 住民票への記載
③移転する情報	被保険者資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	日次



<b>移転先8</b>	介護福祉課
①法令上の根拠	番号利用法 第9条第2項、番号利用条例 第4条第3項
②移転先における用途	番号利用法 第9条第1項 別表第一68の項に定める事務 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	被保険者資格情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	電子データは、入退室管理(生体認証)を行い消火設備を完備した部屋に設置したサーバ内に保管。 サーバは施錠できるラック内に保管。 申請書等は、事務室内での保管期間中は、事務時間外は事務室を施錠。以後の保存は、施錠された書庫に保存。保存期間経過後は、文書取扱規程に従い廃棄。
<b>7. 備考</b>	
—	

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 後期高齢者医療システム

#### 1宛名情報

宛名コード、世帯コード、氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、住民区分、住民日、住民届出日、非住民区分、非住民日、非住民届出日、現住所情報、転入元情報、転入先情報、基本異動日、基本届出日、基本異動事由、国籍、在留資格情報、送付先情報、連絡先情報、口座情報、世帯構成情報、みなし世帯情報、生活保護受給者情報、住民税情報、住民税異動累積情報、特記事項情報、送達記録情報、広域連合連携情報住民記録、広域連合連携情報税情報、関連宛名情報、個人登録状況管理情報、宛名異動累積情報、算定用異動累積情報

#### 2資格情報

広域資格取得日、資格取得事由、保険者番号適用開始日、広域資格喪失日、資格喪失事由、保険者番号適用終了日、住所地特例者情報

#### 3賦課情報

賦課情報、減免徴収猶予情報、賦課年金受給情報、介護賦課年金受給情報、算定根拠情報、広域連合期割情報、普徴切替申請情報、徴収管理情報、納付書再発行

#### 4収納情報

調定情報、調定変更者情報、収納情報、収納消込情報、繰越情報、口振結果情報、過誤納情報、過誤納内訳情報、督促催告情報、処分管理情報、還付充当情報、滞納管理情報、分納管理情報、分納内訳情報、広域連合収納情報、広域連合滞納者情報

### 奈良県後期高齢者医療広域連合電算処理システム

#### 1資格業務

住民基本台帳等照会、住登外登録情報照会、世帯管理、異動情報管理、広域市区町村間異動者管理、適用除外者等管理、被保険者資格管理

障害認定申請、負担区分管理、被保険者証交付、短期証・資格証明書候補者状態管理、送付先管理、一部負担金減免及び徴収猶予申請、限度額適用標準負担額申請、特定疾病申請、証明書管理、再交付申請管理、個人異動日変更者一覧照会、外国人住民候補者管理

#### 2給付業務

レセプト管理、給付情報照会、口座情報

#### 3賦課業務

所得入力、保険料台帳、世帯所得、保険料減免照会、賦課帳票発行

#### 4収納業務

収納情報、滞納者情報、期割情報、通知書印刷

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
後期高齢者医療ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	庁内連携システムは、定められた仕様以外の連携ができないようになっている。 庁内連携機能による入手は、権限のある職員のみとし、ID／パスワードでアクセス制限をかけている。 フラッシュメモリによる入手は、権限のある職員が管理者のもとで実施し、授受記録簿に記載する。 申請書等の受付、受取の際は、申請者、届出者の本人確認（委任状の徴取）や申請書の内容の確認を徹底し、対象者以外の情報や不要な情報の入手をしないようにする。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 申請窓口は、窓口ごとに仕切り板で区切り、特定個人情報が、他者に漏えいすることのないよう配慮する。 受付、受取した申請書等は、所定の場所に散逸しないよう速やかに保管する。	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	紐付けに関わる業務を行うのは、権限のある職員のみとし、ID／パスワードでアクセス制限をかけている。 アクセスログを記録・保管し、処理を追跡できるようにしている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、ID／パスワードでアクセス制限をかけている。 パスワードに有効期限を設定し定期的にパスワードの変更をしなければならないようにしている。 システムの利用にあたってIDごとに利用権限を付し、権限のない機能は利用できないようにしている。 人事異動時にIDの付与・消去を行なっている。
その他の措置の内容	特定個人情報を含む画面のハードコピーは事務処理に必要な範囲にとどめる。 スクリーンセーバー機能の利用等によりシステム端末機に特定個人情報が長時間表示されないようにする。 またスクリーンセーバーの解除にはID／パスワードの入力が必要になっている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報のシステムへの入力後は、入力者とは別の職員が、入力内容に誤りがないかを確認する。 フラッシュメモリにて入手した特定個人情報は、速やかに読込処理を行い、処理終了後は、フラッシュメモリ内から消去する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>奈良市個人情報保護条例及び奈良市個人情報保護条例施行規則並びに奈良市特定個人情報保護条例及び奈良市特定個人情報保護条例施行規則並びに奈良市特定個人情報等の保護に関する管理規程その他の規定に基づき、特定個人情報を含む全ての個人情報について以下のことを契約書に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接または間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又はほかの目的に利用しないこと。契約に基づく委託期間が満了し、又は契約が解除された後においても同様とする。</li> <li>・個人情報の取扱いについては、細心の注意等を払い適正な維持管理を行うこと。</li> <li>・個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。</li> <li>・個人情報を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。</li> <li>・個人情報の全部又は一部を委託元の許可なく複写し、又は複製しないこと。</li> <li>・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託元に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について委託元に報告すること。</li> <li>・委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。</li> <li>・個人情報の収集は目的達成のための必要な範囲内で適法かつ公正な手段で行うこと。</li> <li>・個人番号及び特定個人情報の持ち出しの禁止。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う従業者や取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にすること。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。 再委託先においても、一次委託先と同様の措置を義務付ける。	
その他の措置の内容	委託先を選定する際は、委託先が、個人情報保護に関する規定や体制を整備し、安全管理措置を取っているかを確認する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
委託業務の従事者、業務の実施場所、従事者の入退室管理や、持込み機器の管理、情報の管理、エスカレーション等について、委託先に書面で提出してもらうことにしている。 必要に応じて委託先の作業状況の調査、確認を行うこととしている。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>庁内連携システムは、定められた仕様以外の連携ができないようになっている。 法令等に規定のあるとき又は事務若しくは事業の遂行上必要かつ適切と認められる場合に限り提供・移転を行う。 必要かつ適切かどうかは、具体的に誰に対し何の目的でどのように提供するかを定めた資料を整備し、また見直しを定期的に行う。</p>	
その他の措置の内容	フラッシュメモリでの提供、移転は、権限のある職員が管理者のもとで実施し、授受記録簿に記載をする。 提供、移転処理後は、速やかにフラッシュメモリ内の特定個人情報を消去する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>文書で移転を行う場合、散逸や紛失が起らないよう、担当者に文書を確実に手渡しする。 (奈良県後期高齢者医療標準システムにおける措置)</p> <p>当市の窓口端末は、Webブラウザを用いて、広域連合に設置されているシステムサーバー群と各種情報を送受信している。専用線を用い、さらに通信内容の暗号化と併せて情報の漏えい等を防ぐ仕組みとなっている。ちなみに市区町村と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」（平成27年2月13日府番27号、総行住第14号、総税市第12号）により、当市から広域連合への情報の送付は、同一部署内での内部利用とされている。</p>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

---

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	-		
再発防止策の内容	-		

その他の措置の内容

電子データは、入退室管理(生体認証)を行い消火設備を完備した部屋に設置したサーバ内に保管。サーバは施錠できるラックに保管。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。データは毎日バックアップを取っている。バックアップテープは、事務室内の施錠したロッカー内に保管をしている。

サーバ、システム端末機はウィルス対策ソフト、ファイアウォールなど外部からの攻撃に対する技術的対策をとっている。

フラッシュメモリ内には、特定個人情報は保存しない。フラッシュメモリ使用時は、使用簿に記録し、使用後は指定された施錠できる引出しに収納する。

申請書等は、事務室内での保管期間中は、事務時間外は、事務室を施錠。以後の保存は、施錠された書庫に保存。保存期間終了後は、文書管理規定に従い廃棄。

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

---

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	全職員対象の情報セキュリティ研修を定期的に行っている。 違反行為があった場合は、その都度指導する。度重なる違反行為又は重大な違反行為の場合は、懲戒処分の対象とする。
<b>10. その他のリスク対策</b>	
-	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係 郵便番号630-8580 住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
②請求方法	必要事項を記載した書面により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係 郵便番号630-8580 住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
②対応方法	問合せ受付時に受付票を作成し、対応に関する記録を残す。 ・必要に応じて担当部署に連絡し、協議のうえ対応する。 ・重大な事案については、庁内横断的に連絡をとり対処する。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年2月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

